



埼玉県報

第 2 5 0 6 号
平成 2 5 年 7 月 5 日
金 曜 日

目 次

規則

- [被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則\(社会福祉課\)](#)

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [川越都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [高速液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析計賃貸借に関する落札者等の公示\(食肉衛生検査センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [観光周遊バス運行モデル事業業務委託に関する契約の相手方等の公示\(観光課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の定款の変更\(市街地整備課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報公告\(建築安全課\)](#)
- [警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [IC運転免許証追記端末装置等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(自動車税事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

規 則

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行

規則

一（被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始の届出）

第一条 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第十六号。以下「条例」という。）第三条第一項の規定による届出は、様式第一号の被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届により行うものとする。

（被保護者等住居・生活サービス提供事業の変更又は廃止の届出）

第二条 条例第三条第二項前段の規定による届出は、様式第二号の被保護者等住居・生活サービス提供事業変更届により行うものとする。

2 条例第三条第二項後段の規定による届出は、様式第三号の被保護者等住居・生活サービス提供事業廃止届により行うものとする。

（身分証明書）

第三条 条例第十一条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

2 条例附則第二項の規定により条例第三条第一項の規定を読み替えて適用する場

「（３） 提供する生

合における様式第一号の規定の適用については、同様式中

（４） 事業開始年

活サービス

とあるのは、「（３） 提供する生活サービス」とする。

月 日 一

様式第1号（第1条関係）

被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 住所

氏名 ㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始したので、関係書類を添付の上、届け出ます。

記

事業の内容

（1） 住居等の名称及び所在地

（2） 住居等の定員

（3） 提供する生活サービス

（4） 事業開始年月日

添付書類

定款その他の基本約款

様式第2号（第2条関係）

被保護者等住居・生活サービス提供事業変更届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 住所

氏名 ㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第3条第2項前段の規定に基づき、下記のとおり被保護者等住居・生活サービス提供事業について変更を生じたので、届け出ます。

記

1 住居等の名称及び所在地

2 変更を生じた事項

（1）変 更 前

（2）変 更 後

3 変更した年月日

4 変更の事由

添付書類

変更の内容が確認できる書類

様式第3号（第2条関係）

被保護者等住居・生活サービス提供事業廃止届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 住所

氏名 ㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第3条第2項後段の規定に基づき、下記のとおり被保護者等住居・生活サービス提供事業を廃止したので、届け出ます。

記

1 住居等の名称及び所在地

2 廃止した年月日

3 廃止の事由

4 被保護者等の処遇

（表面）

身 分 証 明 書	
第 号	
次の者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する 条例第11条第1項及び第2項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調 査の権限を有する職員であることを証明する。	
写 真	所属・職名 氏 名
年 月 日発行	埼玉県知事 印

（裏面）

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（抜粋）
（報告の徴収及び立入検査等）

第11条 知事は、第3条、第4条第2項及び第5条（第6号に掲げる事項に係る部分を除く。）の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所、住居等その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項に定めるものを除くほか、知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所、住居等その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

告 示

埼玉県告示第九百四十三号

埼玉県議会平成二十五年六月定例会において議決された平成二十五年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,363,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,679,078,434千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		149,869,443	977,627	150,847,070
	2 国庫補助金	39,076,650	977,627	40,054,277
10 財産収入		9,709,649	3,899	9,713,548
	1 財産運用収入	7,029,400	3,899	7,033,299
12 繰入金		106,161,556	2,261,960	108,423,516
	2 基金繰入金	102,446,077	2,261,960	104,708,037
13 繰越金		500,000	119,948	619,948
	1 繰越金	500,000	119,948	619,948
歳入	合計	1,675,715,000	3,363,434	1,679,078,434

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		88,112,483	38,703	88,151,186
	1 総務管理費	21,076,530	7,500	21,084,030
	3 県民費	7,412,848	31,203	7,444,051
4 衛生費		55,024,747	1,144,778	56,169,525
	2 環境衛生費	1,340,773	6,344	1,347,117
	4 医薬費	9,695,998	1,138,434	10,834,432
5 労働費		6,296,728	1,277,508	7,574,236
	1 労政費	2,747,641	1,277,508	4,025,149
6 農林水産業費		26,422,580	142,461	26,565,041
	1 農業費	9,896,609	142,461	10,039,070
7 商工費		24,975,173	133,162	25,108,335
	1 商工業費	24,788,090	95,560	24,883,650
	2 観光費	187,083	37,602	224,685
9 警察費		139,656,274	559,089	140,215,363
	2 警察活動費	10,930,517	559,089	11,489,606

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		519,303,029	67,733	519,370,762
	1 教 育 総 務 費	70,462,080	67,733	70,529,813
歳 出	合 計	1,675,715,000	3,363,434	1,679,078,434

告 示

埼玉県告示第九百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアたつ
- 三 代表者の氏名
松浦 龍自
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字新堀五十番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者が地域で生活するためのさまざまな障壁に関する調査・研究、並びに相談・援助を通じて、健常者・高齢者・障害者がともに生活しているというあたりまえの地域社会の創造を目指す。

告 示

埼玉県告示第九百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人暮らしネット・えん
- 三 代表者の氏名
小島 美里
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市石神二丁目一番四号
- 五 定款に記載された目的
この会は、高齢者・障がい者の支援事業、調査活動、学習会、文化活動等の活動を通じて、高齢になっても、障がいがあっても、おとなも、子どもも共に生きる地域社会をつくることを目的とします。

告 示

埼玉県告示第九百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉作業所ひばり園

三 代表者の氏名

吉田 常夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市牛島九百四十番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害の種別や軽重を問わず、希望すれば誰でも働く事ができる作業所づくりを進め、どんな障害にもめげず自立と社会参加をめざす一人一人が、豊かに生きていけるよう支援をおこなう。そして、すべての人が人として尊敬され、共に生きていける地域・社会づくりに貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青藍会
- 三 代表者の氏名
等々力 健治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目四番四十八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児、その家族に対し適切な療育、支援を行い必要な福祉サービスが提供され充実した生活を安心して送ることができるとする支援体制を創造することにより、社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉パソコン修理隊
- 三 代表者の氏名
岡田 和弘
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市上会下百四十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、情報格差の解消、情報化社会に対応できる知識の普及および人材の育成に関する事業を行い、情報化社会を皆が共有できる便利で豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人育自の魔法
- 三 代表者の氏名
山口 ひとみ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市かわつる三芳野一番地（十七 五百四）
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、「育自のための小さな魔法」というワークショップを通じて、母親たちが自らの人生を語り合い、聴き合い、認め合うことで、自らを育み、ともに育ち合うことを目的とする。
（変更後）この法人は、「育自のための小さな魔法」というワークショップを通じて、母親等が自らの人生を語り合い、聴き合い、認め合うことで、自らを育み、ともに育ち合うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートあおい

三 代表者の氏名

樽角 才次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市仙波町二丁目十六番地三十一

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、併せて自立の向上が目指せる生活の場を創造し、精神障害者とその家族が安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たすけ愛すぎと

三 代表者の氏名

石山 町子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目五番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者等及びその家族等日常生活を送る上で手助けを必要とする人に対し、近隣に住む手助けができる人が互いに協力して日常生活の支援を行い、障害があっても高齢になっても、生きがいを持って幸せに暮らせる豊かな地域社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
高速液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析計賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県食肉衛生検査センター精密検査担当 埼玉県さいたま市中央区上落合5丁目18番24号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 落札金額
33,516,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年4月30日

告示

埼玉県告示第九百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア本庄早稲田モール

埼玉県本庄市本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業四十三街

区一画地外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五二九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五二九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 一〇五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一〇五立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十五年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年七月五日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月五日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日進ハム上尾ビル

埼玉県上尾市大字平塚二千五百十八 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本和那

千葉県松戸市小金四十四番地

株式会社タケヤ 代表取締役 岸澤昭

東京都青梅市野上町三丁目一番一号

株式会社三喜 代表取締役 八木下眞司

千葉県柏市中央町二番八号

株式会社三和縫製企画 代表取締役 和田吉門

神奈川県小田原市栄町二丁目十二番八号

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

株式会社三喜 代表取締役 八木下眞司

千葉県柏市中央町二番八号

株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

八 変更年月日

平成二十三年八月三十一日外

二 届出年月日

平成二十五年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年七月五日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月五日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日進ハム上尾ビル

埼玉県上尾市大字平塚二千五百十八 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）屋上駐車場 午前九時三十分（年間六十日午前八時三十分）から

午後十時

地上駐車場 午前九時三十分（年間六十日午前八時三十分）から

午後十時三十分

（変更後）屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

地上駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十六日

二 届出年月日

平成二十五年六月二十五日

ニ 縦覧期間

平成二十五年七月五日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月五日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
観光周遊バス運行モデル事業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部観光課観光・物産振興担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日本旅行 東京都港区新橋2丁目20番15号
- 5 契約金額
32,018,932円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 三二 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字壱丁目字上原三百五十一番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千五百十八立方メートル

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 一三 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入三千七十他二百十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三万五百十五立方メートル

告 示

埼玉県告示第九百六十号

新座市から新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百六十一号

新座市から新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

新座市から新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から

平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東、字高井、及び字西の各一部、泉一丁目の一部、
鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更認可の年月日

平成二十五年七月五日

告 示

埼玉県告示第九百六十五号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社北都ハウス	渡辺紀嗣	埼玉県蕨市中央一丁目三十五番十一一〇一号

告 示

埼玉県告示第九百六十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月21日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月20日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月21日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年8月21日（水）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年8月7日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年7月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of gro-
upware server for police network.

(2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:20 -
a.m.,August 21,2013 By mail;5:00p.m.,August 20,2013 In person;10:20a.
m.,August 21,2013

(3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,
Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第九百六十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

IC 運転免許証追記端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月21日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月20日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月21日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年8月21日（水）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年8月7日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年7月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of IC
driver's license information updating device

(2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 -
a.m.,August 21,2013 By mail;5:00p.m.,August 20,2013 In person;10:30a.
m.,August 21,2013

(3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,
Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十五年七月五日

埼玉県自動車税事務所長 石橋 正二郎

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
近内油販株式会社	近内豊夫	埼玉県川口市上青木六丁目二十八番八号	平成二十五年三月三十一日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月二十一日

指令川建セ第二四 一二二 号

二 検査済証番号

平成二十五年七月一日

川建セ第二五 四 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字下銀谷字宅地東通一八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字下銀谷二〇番地

長谷部 一也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

指 定 番 号	七号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年六月 十九日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県飯能市岩沢六百八十ノ一～六百八十一ノ二
指定道路の延長 (単位メートル)	二十一・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇 四・二〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

指 定 番 号	六号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年六月 十九日
指 定 道 路 の 位 置	<p>埼玉県飯能市川寺二百八ノ一～二百十ノ一</p> <p>埼玉県飯能市川寺二百八ノ三～二百十四ノ二</p> <p>埼玉県飯能市川寺二百四十六ノ一～二百四十九ノ三</p> <p>埼玉県飯能市笠縫二百八十三ノ二～二百八十四ノ十</p> <p>九</p> <p>埼玉県飯能市川寺四百九十三ノ四～四百九十三ノ十</p> <p>埼玉県飯能市川寺四百七十四ノ十七～四百七十五ノ十</p> <p>十</p> <p>埼玉県飯能市川寺四百七十四ノ五～四百七十四ノ五</p> <p>埼玉県飯能市川寺四百七十四ノ五～四百八十八ノ一</p> <p>埼玉県飯能市笠縫二百九十八ノ五～二百九十八ノ七</p> <p>埼玉県飯能市笠縫二百八十一ノ一～二百八十一ノ一</p> <p>埼玉県飯能市笠縫二百六十七ノ四十五～二百六十二</p> <p>埼玉県飯能市笠縫二百六十七ノ四～二百六十七ノ四</p> <p>十一</p> <p>埼玉県飯能市笠縫百六十六ノ一～百六十九ノ一</p>
指定道路の延長 (単位メートル)	<p>五十八・七〇メートル</p> <p>五十六・〇〇メートル</p> <p>二十七・八〇メートル</p> <p>二十九・六〇メートル</p> <p>四十・〇〇メートル</p> <p>二十八・四〇メートル</p> <p>五・六〇メートル</p> <p>三十・〇〇メートル</p> <p>二十八・〇〇メートル</p> <p>四・二〇メートル</p> <p>三十三・〇〇メートル</p> <p>七・八〇メートル</p> <p>六十八・八〇メートル</p>
指定道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇〇メートル</p> <p>十六・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>十・〇〇メートル</p> <p>十三・八〇</p> <p>十五・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>十二・〇〇</p> <p>十三・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇</p> <p>十・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇</p> <p>六・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十年六月四日第二号、平成十九年七月十八日第六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十五年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

取消番号	六号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十五年六月 十九日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県飯能市笠縫 二百六十八ノ三丁二百六十一 埼玉県飯能市笠縫 百六十六ノ一〜百六十九ノ一
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十九・〇〇メートル 五十四・二〇メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇〇メートル 四・〇〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年五月二十四日

指令川建セ第二五〇〇八〇号

二 検査済証番号

平成二十五年七月二日

川建セ第二五〇〇四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都四番二十九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

株式会社 東栄住宅 代表取締役 西野 弘